

(注) 傍線部分が、今回施行期日を定める分である。

## 道路交通法の一部を改正する法律要綱

### 第一 違法駐車対策の推進を図るための規定の整備

#### 一 駐車に係る車両の使用者の義務の強化(第七十四条の二関係)

車両の使用者は、当該車両を適正に駐車する場所を確保することその他車両の適正な使用のために必要な措置を講じなければならないこととする。

#### 二 車両の使用者に放置違反金の納付を命ずる制度に関する規定の整備(第五十一条の四から第五十一条の六まで及び別表第一関係)

(一) 警察署長は、警察官等に、違法駐車と認められる場合における車両であつて、その運転者がこれを離れて直ちに運転することができない状態にあるもの(以下「放置車両」という。)の確認をさせ、当該確認をした旨等を告知する標章を当該車両に取り付けさせることができることとする。

(二) 車両の使用者、運転者その他当該車両の管理について責任がある者を除き、(一)により車両に取

り付けられた標章を破損し、若しくは汚損し、又はこれを取り除いてはならないこととする。

- (三) 警察署長は、(一)により車両に標章を取り付けさせたときは、当該車両の駐車に関する状況を公安委員会に報告しなければならないこととし、報告を受けた公安委員会は、当該報告に係る車両を放置車両と認めるときは、当該車両の使用者に対し、放置違反金の納付を命ずることができるとする。ただし、(一)により車両に標章が取り付けられた日の翌日から起算して三十日以内に、当該車両に係る違法駐車行為をした者が当該違法駐車行為について反則金の納付をした場合又は当該違法駐車行為に係る事件について公訴を提起され、若しくは家庭裁判所の審判に付された場合は、この限りでないこととする。

- (四) 公安委員会は、(三)による命令(以下「納付命令」という。)をしようとするときは、当該車両の使用者に対し、あらかじめ、当該納付命令の原因となる事実等を通知し、当該事案について弁明書及び有利な証拠を提出する機会を与えなければならないこととする。

- (五) 放置違反金の限度額を定め、放置違反金の額は、その範囲内で政令で定めることとする。

- (六) (四)による通知を受けた者は、放置違反金に相当する金額を仮に納付することができることとする。

る。

(七) 納付命令は、(六)による仮納付をした者については、公示して行うことができることとし、(六)

(八)による仮納付をした者について納付命令があったときは、当該放置違反金に相当する金額の仮納付は、当該納付命令による放置違反金の納付とみなすこととする。

(八) 公安委員会は、(六)による仮納付をした者について、納付命令をしないこととしたときは、当該仮納付に係る金額を返還しなければならないこととする。

(九) 公安委員会は、納付命令を受けた者が納付の期限を経過しても放置違反金を納付しないときは、督促しなければならないこととする。

(十) (九)による督促を受けた者がその指定期限までに放置違反金及び延滞金等(以下「放置違反金等」という。)を納付しないときは、公安委員会は、地方税の滞納処分の例により、放置違反金等を徴収することができることとする。

(十一) 放置違反金等は、当該公安委員会が置かれている都道府県の収入とすることとする。

(十二) 公安委員会は、納付命令をした場合において、当該納付命令の原因となった車両に係る違法駐車

行為をした者が当該違法駐車行為について反則金の納付をし、又は当該違法駐車行為に係る事件について公訴を提起され、若しくは家庭裁判所の審判に付されたときは、当該納付命令を取り消さなければならぬこととし、納付命令を取り消したときは、その旨を当該納付命令を受けた者に通知し、既に放置違反金等が納付等されているときは、当該放置違反金等に相当する金額を還付しなければならぬこととする。

(十三) 公安委員会は、(一)から(十二)までの施行のため必要があると認めるときは、(一)により標章を取り付けられた車両の使用者等に対し、当該車両の使用に関し必要な報告又は資料の提出を求めることができることとする。

(十四) 公安委員会は、(一)から(十二)までの施行のため必要があると認めるときは、官庁、公共団体その他の者に照会し、又は協力を求めることができることとする。

(十五) その他所要の規定を整備する。

### 三 放置違反金等の納付等を証する書面の提示に関する規定の整備(第五十一条の七関係)

(一) 自動車検査証の返付を受けようとする者は、当該自動車について二の(九)による督促を受けたこ

とがあるときは、国土交通大臣等に対して、当該督促に係る放置違反金等を納付したこと等を証する書面を提示しなければならないこととする。

(二) 国土交通大臣等は、(一)の書面の提示がないときは、自動車検査証の返付をしないこととする。

四 自動車等を運転し、又は運転させてはならない旨の命令に関する規定の整備(第七十五条の二関係)

公安委員会が車両の使用者に対し納付命令をした場合において、当該使用者が六月以内に当該車両が原因となった納付命令を受けたことがあり、かつ、当該使用者が当該車両を使用することについて著しく交通の危険を生じさせ又は著しく交通の妨害となるおそれがあると認めるときは、公安委員会は、三月を超えない範囲内で期間を定めて、当該車両を運転し、又は運転させてはならない旨を命ずることができることとする。

五 放置車両の確認及び標章の取付けに関する事務等の委託に関する規定の整備(第五十一条の八から第五十一条の十五まで関係)

(一) 警察署長は、放置車両の確認及び標章の取付けに関する事務(以下「確認事務」という。)の全部又は一部を、公安委員会の登録を受けた法人に委託することができることとする。

(二) 警察署長は、確認事務を委託したときは、その受託者（以下「放置車両確認機関」という。）の名称及び主たる事務所の所在地等を公示しなければならないこととする。

(三) 放置車両確認機関は、公安委員会から駐車監視員資格者証の交付を受けている者のうちから選任した駐車監視員以外の者に放置車両の確認等を行わせてはならないこととする。

(四) 放置車両確認機関は、駐車監視員に制服を着用させ、又はその他の方法によりその者が駐車監視員であることを表示させ、かつ、一定の記章を着用させなければ、その者に放置車両の確認等を行わせてはならないこととする。

(五) 駐車監視員は、放置車両の確認等を行うときは、駐車監視員資格者証を携帯し、警察官等から提示を求められたときは、これを提示しなければならないこととする。

(六) 放置車両確認機関の役員等は、確認事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならないこととする。

(七) 確認事務に従事する放置車両確認機関の役員、駐車監視員等は、刑法その他の罰則の適用に関しては、法令により公務に従事する職員とみなすこととする。

(八) 公安委員会は、放置違反金に関する事務（確認事務、納付命令、督促及び滞納処分を除く。）の全

部又は一部を会社その他の法人に委託することができることとする。

(九)(八)による事務の委託を受けた法人の役員等は、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならないこととする。

(十)その他所要の規定を整備する。

六 警察署長が移動保管した放置車両の返還に関する規定等の整備(第五十一条及び第七十二条の二関係)

(一)警察署長は、放置車両の所有者に対して、当該放置車両を速やかに引き取るべき旨を告知し、又は公示した日から起算して一月を経過してもこれを返還することができない場合であつて、その保管に不相当な費用を要するときは、当該車両を売却し、その代金を保管することができることとする。

(二)(一)の告知又は公示の日から起算して六月を経過しても保管した車両を返還することができない場合は、当該車両の所有権は、都道府県に帰属することとする。

(三)その他所要の規定を整備する。

## 第二 運転者対策の推進を図るための規定の整備

一 自動車の種類に関する規定の整備（第三条関係）

自動車の種類として、新たに中型自動車を設けることとする。

二 運転免許の種類に関する規定の整備（第八十四条から第八十七条まで関係）

（一）運転免許の種類として、新たに、中型自動車免許（以下「中型免許」という。）、中型自動車第二種免許（以下「中型第二種免許」という。）及び中型自動車仮免許（以下「中型仮免許」という。）を設けることとする。

（二）中型自動車を運転しようとする者は中型免許を、旅客自動車運送事業に係る旅客を輸送する目的で中型自動車を運転しようとする者は中型第二種免許を、中型自動車を運転することができる第一種免許又は第二種免許を受けないで練習等のために中型自動車を運転しようとする者は中型仮免許を、それぞれ受けなければならないこととする。

（三）その他所要の規定を整備する。

三 運転免許の欠格事由等に関する規定の整備（第八十八条及び第九十条の二関係）

（一）二十一歳に満たない者に対しては大型自動車免許（以下「大型免許」という。）及び大型自動車仮

免許を、二十歳に満たない者に対しては中型免許及び中型仮免許を、それぞれ与えないこととする。

(二) 大型免許、中型免許又は中型第二種免許を受けようとする者は、公安委員会が行うその受けようとしている免許に係る自動車の運転に関する講習及び応急救護処置に関する講習を受けなければならないこととする。

(三) その他所要の規定を整備する。

#### 四 運転免許試験に関する規定の整備（第九十六条及び第九十七条関係）

(一) 大型免許の運転免許試験を受けようとする者は、中型免許、普通自動車免許（以下「普通免許」という。）又は大型特殊自動車免許（以下「大型特殊免許」という。）を現に受けている者に該当し、かつ、これらの免許のいずれかを受けていた期間が通算して三年以上の者でなければならないこととする。

(二) 中型免許の運転免許試験を受けようとする者は、普通免許又は大型特殊免許を現に受けている者に該当し、かつ、これらの免許のいずれかを受けていた期間が通算して二年以上の者でなければならないこととする。

(三) 中型第二種免許の運転免許試験は、二十一歳以上の者で、大型免許、中型免許、普通免許又は大型特殊免許を現に受けている者に該当し、かつ、これらの免許のいずれかを受けていた期間が通算して三年以上のものでなければ、受けることができないこととする。

(四) 自動車等の運転について必要な技能について行う大型免許、中型免許及び中型第二種免許の運転免許試験は、道路において行うことが交通の妨害となるおそれがある項目を除き、道路において行うものとする。

(五) その他所要の規定を整備する。

### 第三 暴走族対策の推進を図るための規定の整備

一 共同危険行為等の禁止の規定の整備（第六十八条関係）

二人以上の自動車又は原動機付自転車の運転者は、道路において二台以上の自動車又は原動機付自転車を連ねて通行させ、又は並進させる場合において、共同して、著しく交通の危険を生じさせ、又は著しく他人に迷惑を及ぼすこととなる行為をしてはならないこととする。

二 騒音運転等に対する罰則規定の整備（第二百二十条第一項第九号関係）

正当な理由がないのに、著しく他人に迷惑を及ぼすこととなる騒音を生じさせるような方法で、自動車又は原動機付自転車を急に発進させるなどの行為をした者に対する罰則規定を整備する。

三 消音器不備に対する罰則規定の整備（第二百二十条第一項第九号関係）

消音器を備えていない自動車又は原動機付自転車を運転した者に対する罰則を引き上げる。

第四 大型自動二輪車等の運転者の義務に関する規定の整備

一 大型自動二輪車等の運転者の遵守事項に関する規定の整備（第七十一条の四及び第一百十九条の四第一

項第五号関係）

（一）大型自動二輪車免許又は普通自動二輪車免許を受けた者で、二十歳に満たないもの又は大型自動二輪車免許若しくは普通自動二輪車免許を受けていた期間が通算して三年に達しないものは、高速自動車国道及び自動車専用道路においては、運転者以外の者を乗車させて大型自動二輪車又は普通自動二輪車（以下「大型自動二輪車等」という。）を運転してはならないこととする。

（二）（一）に違反する行為その他の大型自動二輪車等乗車方法違反をした者に対する罰則を引き上げる。

二 危険防止の措置に関する規定の整備（第六十七条関係）

(一) 警察官は、大型自動二輪車等の運転者が大型自動二輪車等乗車方法違反をしていると認めるときは、当該大型自動二輪車等を停止させ、及び当該大型自動二輪車等の運転者に対し、運転免許証の提示を求めることができることとする。

(二) 大型自動二輪車等の運転者が大型自動二輪車等乗車方法違反をするおそれがあるときは、警察官は、道路における交通の危険を防止するため必要な措置をとることができることとする。

## 第五 その他

一 携帯電話使用等に対する罰則規定の整備（第二百二十条第一項第十一号関係）

自動車若しくは原動機付自転車を運転する場合において、携帯電話用装置、自動車電話用装置その他の無線通話装置を手で保持して通話のために使用し、又は当該自動車若しくは原動機付自転車に持ち込まれた画像表示用装置を手で保持してこれに表示する画像を注視した者に対する罰則規定を整備する。

二 飲酒検知拒否に対する罰則の引上げ（第百十九条の二関係）

飲酒運転をするおそれがあると認められる者に対する呼気の検査を拒否した者に対する罰則を引き上げる。

三 交通安全対策特別交付金に係る国への返還及び国の報告徴収の規定の廃止（旧附則第十九条及び第二十条関係）

交通安全対策特別交付金に係る国への返還及び国の報告徴収の規定を廃止する。

## 第六 施行期日等

### 一 施行期日

（一）第五の三については、公布の日から施行することとする。

（二）第一の六、第三並びに第五の一及び二については、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。

（三）第四については、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。

（四）第一の一から五までについては、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。

（五）第二については、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行す

ることとする。

二 所要の経過措置を設ける。